○短期入所生活介護の人員配置について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 配置基準 | 常勤の要件 |
| 管理者 | 資格要件：なし | 常勤専従（例外あり） |
| ・常勤，専従の管理者の配置が必要です。・ただし，管理業務に支障がない場合に限り，以下の兼務が可能です。1. 当該短期入所生活介護事業所における他の職種

② 他の事業所又は施設等での他の業務 |
| 医師 | 資格要件：医師 | なし |
| ・週２回程度以上勤務する医師を１人以上配置すること |
| 生活相談員 | 資格要件：次のいずれかの資格を有する者1. 社会福祉士　②介護福祉士　③介護支援専門員，

④社会福祉主事　⑤精神保健福祉士 | 生活相談員のうち１人医療は常勤 |
| ・利用者が100人又はその端数を増すごとに常勤換算方法で１人以上の生活相談員が必要です。 |
| 看護職員 | 資格要件：看護師又は准看護師 | 介護職員又は看護職員のうち１人以上は常勤（定員20名以上の場合）他の職種兼務可 |
| ・利用者数が３又はその端数を増すごとに常勤換算方法で１人以上の介護職員又は看護職員が必要です。・特別養護老人ホーム等に併設された利用定員が20人未満の事業所は，配置しなくてもよい。・看護職員を配置しない場合も，利用者の状態像に応じて必要がある場合には，病院，診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあっては，当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保しなければならない。 |
| 介護職員 | 資格要件：認知症介護基礎研修修了者（令和６年３月31日まで経過措置）・次のいずれかの資格を持つ場合は上記研修の受講不要。①看護師　②准看護師　③介護福祉士　④介護支援専門員　⑤実務者研修修了者　⑥介護職員初任者研修修了者⑦生活援助従事者研修修了者　⑧介護職員基礎研修修了者※　⑨訪問介護員１級課程修了者※⑩訪問介護員２級課程修了者※　⑪社会福祉士　⑫医師⑬歯科医師　⑭薬剤師　⑮理学療法士　⑯作業療法士⑰言語聴覚士　⑱精神保健福祉士　⑲管理栄養士⑳栄養士　㉑あん摩マッサージ指圧師　㉒はり師　㉓きゅう師　㉔認知症介護実践者研修修了者㉕認知症介護実践リーダー研修修了者㉖認知症介護指導者研修修了者※介護職員基礎研修及び訪問介護職員研修は，平成25年4月に介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の創設に伴い廃止されましたが，旧資格は従前のとおり有効です。 | 介護職員又は看護職員のうち1人以上は常勤（定員20名以上の場合）ユニット型のユニットリーダーは常勤 |
| ・利用者数が３又はその端数を増すごとに常勤換算方法で１人以上の介護職員又は看護職員が必要です。 |
| ・上記の職員を配置のうえ，以下の勤務体制の確保が必要です。【従来型（多床室，従来型個室）】・夜間及び深夜の勤務体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用者数 | 必要な職員数 | 利用者数 | 必要な職員数 |
| ～25人 | １人以上 | 81人～100人 | ４人以上 |
| 26人～60人 | ２人以上 | 101人以上以降25人増えるごと | 上記に１を加えた人数以上 |
| 61人～80人 | ３人以上 |

【ユニット型】・昼間の勤務体制ユニットごとに常時１人以上・夜間及び深夜の勤務体制２ユニットごとに１人以上・ユニットリーダーの配置ユニットごとにユニットリーダーを配置すること※ ユニットリーダーのうち２名以上はユニットリーダー研修を受講したものを配置すること（ただし，２ユニット以下の事業所は１名でよい。また，ユニット型特別養護老人ホームが併設されている場合は，合計で２名以上配置すればよい。）・ユニットの定員が10名を超える場合は，以上の基準を満たすほか，ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。 |
| 栄養士 | 資格要件：栄養士 | なし |
| ・１人以上配置が必要です。・利用定員が40人以下の事業所については，隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務等により適切な栄養管理が行われる場合は，配置しないことができます。 |
| 機能訓練指導員 | 資格要件：次のいずれかの資格を有する者1. 理学療法士 ②作業療法士，③言語聴覚士 ④看護職員

⑤ 柔道整復師 ⑥あん摩マッサージ指圧師 | なし他の職種兼務可 |
| ・１人以上配置が必要です。・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止すための訓練を行う能力を有する者を配置すること。 |
| 調理員その他の従業者 | 資格要件：なし | なし |
| ・短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数を配置すること。・調理業務は外部委託が可能です。 |

注）上記の人員基準は指定基準であり，各種加算を算定する場合は，人数や資格要件が異なります。

【ユニットリーダー研修について】

ユニットリーダー研修は，下記団体が実施していますので，各団体のホームページから申込み願います。

・日本ユニットケア推進センター

<http://www.unit-care.or.jp/>

・全国個室ユニット型施設推進協議会

<http://suishinkyo.net/>

○短期入所生活介護の設備基準について

【従来型及びユニット型共通設備】

|  |  |
| --- | --- |
| 設備等 | 基準等 |
| 全体 | ・短期入所生活介護の設備（建物全体ではない）は，原則，短期入所生活介護事業専用で使用されなくてはなりません。・要介護者等の使用に適した設備を備え，バリアフリーに努めること。・耐火建築物であること（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く）ただし，居室，静養室，食堂，浴室及び機能訓練室を２階以上の階及び地階に設けていない場合は，準耐火建築物とすることができます。・特別養護老人ホーム等（以下「特養等」という。）に併設された事業所については，効率的運営が可能で，かつ，入居者等の処遇に支障がないときは，特養等の設備（居室を除く。）を使用することができます。 |
| 事務室 | ・当該事業を行うために必要な面積を有すること。・他の事業と同一の事務室を使用する場合は，当該事業所の区画が明確に区分されていること（パーティション等の設置は不要）・個人情報の保護のため，鍵付きの書庫を設置すること。 |
| 医務室 | ・診療のための薬品及び医療器具を設置すること。 |
| 調理室 | ・火気を使用する部分は，不燃材を使用すること。・所管の保健所の指導を受けること。 |
| 洗濯室（場） | ・必要な設備を設けること。 |
| 汚物処理室 | ・必要な設備を設けること。 |
| 介護材料室 | ・必要な設備を設けること。 |
| 廊下 | ・廊下の幅は1.8ｍ以上，中廊下の場合は2.7ｍ以上（「中廊下」とは廊下の両側に居室，静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう） |
| 常夜灯 | ・廊下，便所その他必要な場所に設置すること。 |
| 階段 | ・傾斜を緩やかにすること。 |
| 傾斜又はエレベーター | ・居室，機能訓練室，食堂，浴室及び静養室が２階以上の階にある場合は，１以上の傾斜路又はエレベーターを設置すること。 |
| ナースコール | ・居室，静養室，便所，浴室その他必要な場所に設置すること。 |
| 他法令等に関する注意 | ・建築基準法，消防関連法令等について，事前に所管の建築担当者及び消防署に確認すること。また，都市計画法や農地法等による土地使用目的等の変更が必要な場合は，事前に担当部署に確認し，所要の手続き等を行ってください。・短期入所生活介護事業所は「消火設備その他非常災害に際して必要な設備」の設置が必要であり，この設備とは，建築基準法・消防法等において規定された設備を示し，それらの設備の確実な設置が必要です。（※別紙参照） |

【従来型の設備】

|  |  |
| --- | --- |
| 設備等 | 基準等 |
| 居室 | ・１の居室の定員は４人以下・利用者１人当たりの床面積は10.65㎡（有効面積）以上・日照，採光，換気等利用者の保健衛生，防災等に十分考慮すること。 |
| 食堂及び機能訓練室 | ・それぞれ必要な広さを有し，３㎡に利用定員を乗して得た面積（有効面積）以上・それぞれの使用に支障がないときは，同一の場所とすることができる。 |
| ・機能訓練室に含めない箇所・短期入所生活介護の他の設備（事務室，相談室，静養室，浴室，脱衣所，廊下等）・利用者以外（相談者，従業員等）が事務室等へ出入りするために機能訓練室を通行しなければならない場合は，通路（幅１ｍ）として有効面積から除外すること。 |
| 浴室 | ・要介護者等が入浴するのに適したものとすること。・週２回以上の入浴が確保できること・複数の浴槽を設置する場合は，シャワーカーテン等の設置により，利用者のプライバシーに配慮すること（脱衣所を含む） |
| 便所 | ・要介護者等が使用するのに適したものとすること。 |
| 洗面設備 | ・要介護者等が使用するのに適したものとすること。 |
| 静養室 | ・居室とは別部屋とし，利用者が静養するために適したものであること。 |
| 面談室（相談室） | ・個室又は遮へい物（パーティション等）の設置等により，相談内容が漏洩しないように配慮されていること。 |
| 介護職員室 | ・必要な設備を設けること。 |
| 看護職員室 | ・必要な設備を設けること。 |

【ユニット型の設備】

|  |  |
| --- | --- |
| 設備等 | 基準等 |
| 居室 | ・１の居室の定員は１人（夫婦部屋は２人）・居室はいずれかのユニットに属し，共同生活室に近接していること。・１ユニットの定員は10人以下・利用者１人当たりの床面積は，10.65㎡（有効面積）以上・日照，採光，換気等利用者の保健衛生，防災等に十分考慮すること。 |
| 共同生活室 | ・他ユニットの利用者がユニットを通過せずに施設内を移動できること。 ・入居者・従業者が一度に食事，談話等を楽しむことが可能な備品を備え，車いすが支障なく通行できること。 ・ユニットごとに２㎡に当該ユニットの利用定員を乗して得た面積（有効面積）以上 ・必要な備品（テーブル，椅子，シンク，調理設備等）を備えること。 |
| 洗面設備 | ・居室ごと，又は共同生活室ごとに適当数設けること（共同生活室に設ける場合は，２か所以上に分散して設けること）。・要介護者等が使用するのに適したものとすること。 |
| 便所 | ・居室ごと，又は共同生活室ごとに適当数設けること（共同生活室に設ける場合は，２か所以上に分散して設けること）。・要介護者等が使用するのに適したものとすること。 |
| 浴室 | ・要介護者等が入浴するのに適したものとすること。・居室のある階ごとに設けること。・週２回以上の入浴が確保できること・複数の浴槽を設置する場合は，シャワーカーテン等の設置により，利用者のプライバシーに配慮すること（脱衣所を含む） |
| その他 | ・面談室（相談室）の設置は義務づけられていませんが，利用者申込の受付，相談等に対応するのに適切なスペースを確保する必要があります。・静養室，機能訓練室及び食堂の設置が義務づけられていませんが，静養室は，居室が個室であるため，また機能訓練室及び食堂は，共同生活室がその役割を果たすため，不要となっているものであり，機能訓練等は行う必要があること。・介護職員室及び看護職員室の設置は義務づけられていませんが，共同生活室内に事務スペース等を確保する必要があります。 |

※ 上記基準は，指定基準上の最低限の設備であり，適切な運営を行うためには，この他に以下の設備の設置や各設備の配置場所等にも注意が必要です。

【その他設置が望ましい設備】

・職員の更衣室（ロッカールーム）

・宿直室（休憩室）

【配置場所等に注意すべき設備】

・便器の向き（複数設置する場合に左右対称に設置）

・汚物処理室の位置（利用者の動線や調理室から離れた位置に配置）

・調理室の位置及び搬入口の設置（食材等の搬入のため車両が横付けできるような配置）

○短期入所生活介護を開設予定の皆様へ～建築基準法・都市計画法，消防関連法令等について～

介護保険法に基づく通所介護事業所は，「消火設備その他非常災害に際して必要な設備」の設置が必要です（介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第66号）第100条参照）。

この設備とは，建築基準法・消防法等において規定された設備を示しており，それらの設備を確実に設置しなければなりません。

|  |
| --- |
| ○建築基準法・都市計画法関係について |
| ・建物の用途により，防火，避難関係の規定が異なるため，短期入所生活介護の開設にあたっては，当該建物が建築基準法に定める要件を備える建物であるか，建築基準法を所管する部署に必ず御確認ください。・短期入所生活介護事業所は，建築基準法上は「児童福祉施設等」に該当し，面積に関わらず遵守すべき設備要件があります（例：防火上主要な間仕切り壁の設置，非常用の照明装置の設置等）。・既存建物を通所介護で利用する場合，建物の床面積等によって建築確認の用途変更を行う必要があります。・土地によっては，都市計画法の用途制限を受けている場所があり，開発許可が必要な場合があります。■建築基準法の確認部局：県西県民センター建築指導課<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/nishise/kenchiku/kenchiku/index.html>ホーム > 茨城を知る > 県のご案内 > 地域情報 > 県民センター > 県西県民センター > 県西県民センター建築指導課■都市計画法（開発許可）の確認部局：常総市都市建設部都市計画課<https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/kurashi/bousai_koutsu/juutakusaigaitaisaku/development_permit_system.html>ホーム > くらし・行政住民のみなさんへ > 防災・災害対策・交通安全 > 住宅災害対策> 開発許可制度について |
| ○消防法について |
| ・火災の早期発見，通報，初期消火，迅速かつ安全な避難を行わせるため，建物の使途，面積により消火器や消防機関へ通報する火災報知設備，スプリンクラー等の消防用設備の設置が義務づけられております。詳細については最寄の消防署にお問い合わせください。消防法上の手続き（防火対象物使用開始届等）を確認し，手続きが必要な場合は申請時までに手続きを完了してください。茨城県内の消防署一覧<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shobo/shobo/ibaraki-shobohonbu.html>ホーム > 茨城県の各部局の業務案内 > 防災・危機管理部 > 本庁 > 消防安全課 > 茨城県内消防本部 |